

■議案第29号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成30年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町大正190番地1 四万十町大正生活支援住宅青空
指定管理者	四万十町茂串町11番30号 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会
指定期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

【公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由】

四万十町大正生活支援住宅青空は、在宅生活に不安がある高齢者等に、各種サービスを併用しながら少人数のグループでの家庭生活に近い環境を提供することによって、利用者の孤立の解消や身体機能の維持を図り、長年住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援することを目的に設置した施設であり、平成18年9月1日から現在まで、「社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきました。

同団体は、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保と健全な発達を図るとともに、福祉サービスの利用者の利益を保護し、地域の社会福祉を推進することを目的としており、社会福祉の理念に基づき職員の資質の向上に努めながら事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人です。

これまでの指定期間中においては、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。